

○電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(識別信号の指定)</p> <p>第27条 法第8条第1項の規定により無線局に指定する呼出符号(標識符号を含む。)、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号は、別表3の区分の指定基準に基づき指定を行う。</p> <p>表3 法第4条第3号に規定する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定基準</p> <p><u>コードレス電話の無線局(親機)</u></p> <p><u>1・2</u> (略)</p>	<p>(識別信号の指定)</p> <p>第27条 法第8条第1項の規定により無線局に指定する呼出符号(標識符号を含む。)、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号は、別表3の区分の指定基準に基づき指定を行う。</p> <p>表3 法第4条第3号に規定する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定基準</p> <p><u>1 コードレス電話の無線局(親機)</u></p> <p><u>ア・イ</u> (略)</p> <p><u>2 デジタルコードレス電話の無線局(親機)</u></p> <p><u>呼出名称は、10進9桁の数字で000000000から268435455までの一連の数字とする。</u></p>